

令和5年第3回

石川県議会定例会議案



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和 5 年度石川県一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 2 号	令和 5 年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 1 号）	7
議案第 3 号	石川県税条例の一部を改正する条例について	11
議案第 4 号	半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について	15
議案第 5 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	17
議案第 6 号	請負契約の締結について（金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川うみかん大橋 海側 P 7 - P 9 上部工））	19
議案第 7 号	委託契約の締結について（二級河川高橋川広域河川改修事業に伴う北陸鉄道石川線 荒川橋梁改修工事）	21
議案第 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第 9 号	石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について	25
報告第 1 号	令和 4 年度石川県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の報告について	27
報告第 2 号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	35
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	43
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	45
報告第 5 号	令和 4 年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	47
報告第 6 号	令和 4 年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	65
報告第 7 号	令和 4 年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	67
報告第 8 号	令和 4 年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	69
報告第 9 号	令和 4 年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	71



## 議案第1号

### 令和5年度石川県一般会計補正予算(第1号)

令和5年度の石川県一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,784,608千円を減額し、歳入歳出それぞれ608,309,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 100,577,972	千円 △ 17,050,510	千円 83,527,462
	1 国庫負担金	31,818,868	2,494,693	34,313,561
	2 国庫補助金	67,604,003	△ 19,545,203	48,058,800
13 繰越金		1	89,226	89,227
	1 繰越金	1	89,226	89,227
14 諸収入		64,222,753	4,443,676	68,666,429
	6 雑収入	6,300,777	4,443,676	10,744,453
15 県債		54,845,000	3,733,000	58,578,000
	1 県債	54,845,000	3,733,000	58,578,000
歳入合計		617,094,000	△ 8,784,608	608,309,392

議案第一号 令和5年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 91,766,825	千円 1,228,696	千円 92,995,521
	1 総務管理費	12,376,005	50,946	12,426,951
	5 防災救助費	1,863,271	1,177,750	3,041,021
3 企画振興費		16,636,553	193,900	16,830,453
	1 企画振興費	16,636,553	193,900	16,830,453
5 健康福祉費		133,710,517	△ 21,314,811	112,395,706
	1 高齢者福祉費	39,233,713	621,726	39,855,439
	2 子育て福祉費	17,562,162	119,600	17,681,762
	3 障害福祉費	12,410,266	151,050	12,561,316
	4 地域福祉費	13,824,186	4,800	13,828,986
	5 健康推進費	14,555,937	△ 5,644,955	8,910,982
	6 生活衛生費	1,443,537	18,400	1,461,937
	7 医薬看護費	34,680,716	△ 16,585,432	18,095,284
6 生活環境費		2,883,670	20,000	2,903,670
	1 生活環境費	2,883,670	20,000	2,903,670
7 商工労働費		41,699,880	1,870,400	43,570,280
	1 商工費	40,082,649	1,868,000	41,950,649
	2 労働費	1,534,021	2,400	1,536,421
8 観光費		8,379,689	9,000	8,388,689
	1 観光戦略推進費	8,379,689	9,000	8,388,689
9 農林水産業費		38,870,672	1,524,375	40,395,047
	1 農業費	17,562,038	10,000	17,572,038

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	999,265 <sup>千円</sup>	629,625 <sup>千円</sup>	1,628,890 <sup>千円</sup>
	3 農地費	10,964,525	30,750	10,995,275
	4 林業費	5,834,214	800,000	6,634,214
	5 水産業費	3,510,630	54,000	3,564,630
<b>10 土木費</b>		<b>63,487,126</b>	<b>927,000</b>	<b>64,414,126</b>
	2 道路橋りょう費	37,075,240	652,000	37,727,240
	3 河川海岸費	11,657,503	273,000	11,930,503
	6 建築住宅費	2,177,495	2,000	2,179,495
<b>12 教育費</b>		<b>95,032,712</b>	<b>22,402</b>	<b>95,055,114</b>
	1 教育総務費	13,129,986	15,371	13,145,357
	5 社会教育費	1,094,216	4,031	1,098,247
	6 保健体育費	184,323	3,000	187,323
<b>13 災害復旧費</b>		<b>7,011,393</b>	<b>6,734,430</b>	<b>13,745,823</b>
	1 農林水産業施設 災害復旧費	3,051,293	1,124,741	4,176,034
	2 土木施設災害復旧費	3,960,100	5,352,662	9,312,762
	3 県有施設災害復旧費	—	257,027	257,027
<b>歳出合計</b>		<b>617,094,000</b>	<b>△ 8,784,608</b>	<b>608,309,392</b>



第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
産業技術専門校費	1,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還することができる。	2,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還することができる。
農地防災事業費	476,000			481,000		
治山費	593,000			853,000		
漁港管理費	2,000			11,000		
道路建設費	8,185,000			8,375,000		
道路整備費	4,569,000			4,745,000		
河川整備費	174,000			267,000		
砂防地すべり対策費	1,314,000			1,371,000		
砂防地すべり防備費	130,000			195,000		
耕地災害復旧事業費	10,000			16,000		
漁港災害復旧事業費	26,000			418,000		
土木施設災害復旧費	1,188,000			2,838,000		
港湾災害復旧費	95,000			213,000		



## 議案第2号

### 令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和5年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,799,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県債		千円 1,178,000	千円 35,000	千円 1,213,000
	1 県債	1,178,000	35,000	1,213,000
歳入合計		1,764,954	35,000	1,799,954

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 港湾災害復旧費		千円 —	千円 35,000	千円 35,000
	1 港湾災害復旧費	—	35,000	35,000
歳出合計		1,764,954	35,000	1,799,954

議案第二号 令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補			前			正			後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾災害復旧費		普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけたら、当該見直し後の利率)	入先の融通条件によ る。ただし、県政そ の他、据置期間、借 入の都合により、償 還期限を短縮し、借 入及び償還は繰上 ることができ、若 し換	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけたら、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけたら、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけたら、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけたら、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	入先の融通条件によ る。ただし、県政そ の他、据置期間、借 入の都合により、償 還期限を短縮し、借 入及び償還は繰上 ることができ、若 し換
計	1,178,000									1,213,000			



議案第三号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十三日提出

石川県知事 馳 浩

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第四十七条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の六中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の七第一項中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第五十四条の十二中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の十四第一項中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第五十四条の十九第一項中「前条」を「前条第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第五十四条の二十第一項中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第六十一条第一項中「第七十二条の四十六第六項」を「第七十二条の四十六第七項」に、「においては」を「には」に改める。

第六十二条中「道府県」を「都道府県」に改める。

第六十五条中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第八十六条の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に改め、「納付書によつて」を削る。

第八十六条の七第一項中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第九十二条中「納入書によつて」を削り、同条ただし書中「においては」を「には」に改める。

第九十七条第一項中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納入書によつて」を削る。

第二百五五条に次の一項を加える。

- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第二百二十八条の二及び第二百三十一条の十九第九項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 オーストラリア軍隊が、第二百五五条第四項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第二百二十四条第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第二百三十一条の四第一項中「納入書によつて」を削る。

第二百三十一条の七中「納付書によつて」を削る。

第二百三十一条の十九第一項中「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

- 9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第二百三十一条の二十四第一項中「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第二百三十六条第一号及び第二号中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

第二百四十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百四十四条の二第一項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第七項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「納付書によつて」を削る。

第二百四十四条の九の二中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第五十一号）」を、「石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の下に「（平成十六年石川県条例第三十二号）」を加える。

附則第十二条の四第一項の表第二号を次のように改める。

<p>一 自衛隊又は第二百五五条第四項に規定するオーストラリア軍隊（以下この号及び第六項において「オーストラリア軍隊」という。）の使用する機械を管理する者</p>	<p>自衛隊又はオーストラリア軍隊が通信の用に供する機械、自動車（令附則第十条の二の二第一項各号に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源又は動力源の用途</p>
---	---



附則第十二条の四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 6 第一項の表第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の八第三項を削る。

附則第十二条の九第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「軽油自動車」を「法第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。）」に改める。

附則第十四条の二第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第四十七条、第五十四条の七第一項、第五十四条の十四第一項、第五十四条の二十第一項、第六十一条第一項、第八十六条の七第一項、第九十七条第一項、第五百三十一条の二十四第一項及び第四百四十四条の二第一項の改正規定並びに附則第十二条の九第二項及び第十四条の二第二項の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和六年一月一日
- 二 第五百三十六条第一号及び第二号の改正規定並びに附則第十二条の八第三項を削る改正規定及び附則第十三条第一項第二号の改正規定並びに附則第六項の規定 令和七年四月一日
- 三 第二百五条に一項を加える改正規定、第二百二十八条の次に一条を加える改正規定及び第三百三十一条の十九に一項を加える改正規定並びに附則第十二条の四第一項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同項を同条第七項とし、同項の前に一項を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

##### （軽油引取税に関する経過措置）

- 2 前項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（次項において「新条例」という。）第二百五条第四項及び第二百二十八条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（次項において「三号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。
- 3 新条例附則第十二条の四第一項（同項の表第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項の規定は、三号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、三号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(次項において「六年新条例」という。)附則第十二条の九第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「一号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 六年新条例附則第十四条の二第二項の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第百三十六条及び附則第十二条の八の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為を行った自動車メーカーに自動車税の納税義務を負わせる特例措置の見直し等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部  
を改正する条例について

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十三日提出

石川県知事 馳 浩

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和三十九年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は設備」の下に「(同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。)」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

(地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年三月三十一日まで」を「令和七年三月三十一日(法第四条第二項第十号に掲げる計画期間の末日が同月三十一日前である場合は、当該計画期間の末日)までの間」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の三第十四項」を「第六条の三第十九項」に改める。

(石川県核燃料税条例の一部改正)

第五条 石川県核燃料税条例（令和四年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第一条、第二条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条及び第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和五年四月一日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

#### 提案理由

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行  
に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例を次のように制定する。

令和五年六月十三日提出

石川県知事 馳 浩

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条  
例の整理に関する条例

(石川県障害者支援施設等条例の一部改正)

第一条 石川県障害者支援施設等条例(平成二十四年石川県条例第十四号)の一部を次のように改  
正する。

第三条第二項中「第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣」を「第二十九条第三項第  
一号に規定する主務大臣」に、「第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生労働大臣」を「第  
二十四条の二第二項第一号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二  
十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九十二条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成  
二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号、第五十六条第二項並びに第五十七条中「厚生労働大臣」を「主務大  
臣」に改める。

附則第七項及び第八項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関  
する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に  
改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石  
川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(石川県立保育専門学園条例の一部改正)

第五条 石川県立保育専門学園条例(昭和三十九年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「、厚生労働大臣」を「、子ども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第三十六条第一項中「、厚生労働大臣」を「、子ども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第四十七条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条第一項中「、厚生労働大臣」を「、子ども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第八十二条第一項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改め、同条第七項中「通所」を「入所」に改める。

第八十八条第二項中「通所」を「入所」に改める。

第九十三条第一項中「、厚生労働大臣」を「、子ども家庭庁長官」に改め、同項第四号及び同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第一百一条第一項中「厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」)を「子ども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センター(以下この項において「人材育成センター」)に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

1 工事の名称 金沢外環状道路 海側幹線Ⅳ期 地方道改築工事（浅野川うみかん大橋 海側P7-P9 上部工）

2 契約金額 722,700,000円

3 契約の相手方

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 ピーエス三菱

代表取締役社長執行役員 森 拓也

上記代理人 金沢市広岡一丁目5番23号

株式会社 ピーエス三菱金沢営業所

所長 谷 口 猛





議案第7号

委託契約の締結について

委託契約を次のとおり締結する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

1 委託事業の名称 二級河川高橋川広域河川改修事業に伴う北陸鉄道石川線 荒川橋梁改修工事

2 契約金額 3,573,900,000円

3 契約の相手方

金沢市割出町556番地

北陸鉄道株式会社

代表取締役社長 宮 岸 武 司



## 議案第八号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十三日提出

石川県知事 馳 浩

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九第二項中「もの」の下に「並びに内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

#### 提案理由

職員の勤務実態を考慮して、身辺警衛等の業務に従事する警察職員の特殊勤務手当の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第九号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年六月十三日提出

石川県知事 馳 浩

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項29ヨ中「第百八条の二第二項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習制度が創設されたことに伴い、新たに手数料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 報告第1号

令和4年度石川県一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

専決第14号

令和4年度石川県一般会計補正予算（第7号）

令和4年度の石川県一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 令和4年度石川県一般会計歳入補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和5年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

第1表 令和4年度石川県一般会計歳入補正予算

△印 減

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県	税	160,400,000	780,755	161,180,755
	1 県 民 税	47,547,600	161,046	47,708,646
	2 事 業 税	42,330,000	458,151	42,788,151
	3 地 方 消 費 税	36,170,000	96,616	36,266,616
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	500,000	37,884	537,884
	7 軽 油 引 取 税	9,800,000 △	65,942	9,734,058
	8 自 動 車 税	18,690,000	93,000	18,783,000
4 地 方 特 例 交 付 金		794,537	49,118	843,655
	1 地 方 特 例 交 付 金	794,537	49,118	843,655
5 地 方 交 付 税		141,407,000	1,200,174	142,607,174
	1 地 方 交 付 税	141,407,000	1,200,174	142,607,174
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		254,000 △	2,213	251,787

		1 交通安全対策特別交付金	254,000 △	2,213	251,787
11 寄附金			443,548 △	27,834	415,714
		1 寄附金	443,548 △	27,834	415,714
15 県債			60,588,000 △	2,000,000	58,588,000
		1 県債	60,588,000 △	2,000,000	58,588,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>計</b>	<b>661,366,972</b>	<b>—</b>	<b>661,366,972</b>

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
子ども交流センター費	292,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	償還の方法による。先、原財政による。償還期限は、据置期間及び繰上償還は、借換することができる。	291,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	償還の方法による。先、原財政による。償還期限は、据置期間及び繰上償還は、借換することができる。	291,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	291,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で求められるについて、利率の見直しの行った後、当該見直しの利率)	償還の方法による。先、原財政による。償還期限は、据置期間及び繰上償還は、借換することができる。	
自然環境費	62,000						40,000						40,000					40,000				
工業試験場費	423,000						294,000						294,000					294,000				
観光振興費	341,000						340,000						340,000					340,000				
農業農村整備事業費	2,354,000						2,026,000						2,026,000					2,026,000				
林道費	395,000						312,000						312,000					312,000				
治山費	1,093,000						942,000						942,000					942,000				
水産業振興費	125,000						115,000						115,000					115,000				
漁港建設費	305,000						293,000						293,000					293,000				
道路建設費	8,318,000						7,430,000						7,430,000					7,430,000				
道路整備費	3,710,000						4,409,000						4,409,000					4,409,000				
河川改良費	4,943,000						4,415,000						4,415,000					4,415,000				
河川総合開発事業費	152,000						131,000						131,000					131,000				



砂防地すべり対策費	2,130,000			2,129,000
砂防地すべり防備止費	439,000			430,000
海岸保全費	382,000			264,000
港湾管理費	408,000			513,000
港湾改良費	601,000			392,000
街路事業費	664,000			426,000
都市計画整備費	1,085,000			1,078,000
公園整備費	1,030,000			706,000
公営住宅建設費	355,000			399,000
警察施設費	337,000			304,000
交通指導取締費	289,000			635,000
高等学校整備費	973,000			1,086,000
特別支援学校整備費	61,000			167,000
文化財保護費	100,000			77,000
林地荒廃防止施設災害復旧事業費	54,000			53,000

報告第一号 令和四年度石川県一般会計補正予算(第七号)の専決処分<sub>の</sub>報告について

起債の目的	補正		補正		補正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧費	1,631,000				1,629,000			
諸施設災害復旧費	126,000				125,000			
文化振興費	398,000				97,000			
スポーツ振興費	676,000				578,000			
一般管理費					126,000			
計	60,588,000				58,588,000			

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計
5 健康福祉費	5 健康推進費		2,033,667	4,480,520	6,514,187
		健康推進諸費	—	322,030	322,030
	7 医薬看護費		189,000	4,158,490	4,347,490
		医薬看護諸費	—	4,158,490	4,158,490
合 計			81,242,865	4,480,520	85,723,385

報告第2号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

専決第十三号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「第七十二条の二十五第三項若しくは第五項（これらの規定を）」を「第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び法第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（に、「及び法第七十二条の二十九第二項」を「並びに法第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第三百三十二条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四百四十七条第一号イ」を「第五百一条第一号イ」に改め、同条第五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百四十九条第一項」に改める。

附則第五条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十二条の八第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の下に「（法第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十三条において同じ。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十二条の十第二項を削る。

附則第十三条第一項中「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。第三項第二号」に、「除く。以下」を「除く。同条において」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（第三項第四号及び第四項第一号」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（第三項第五号及び第四項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第

二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「(自家用乗用車等を除く。）」及び「、当該自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で省令で定めるもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。）」を加え、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法第百四十九条第一項第四号イ(2)」を「同条第一項第四号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準」を「法第百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同条第一項第六号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千元
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	一万五万円	五千五百円

第一項第一号ロ	一万三千六百円	六千円
	一万七千二百円	七千円
	四万七千五百円	一万五千円
	二万五千円	六千五百円
	三万五千円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万三千五百円	一万千円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千円
第一項第二号イ	八万七千円	二万二千円
	十一万円	二万七千五百円
	六千五百円	二千円
	九千円	二千五百円
	一万二千円	三千円
	一万五千円	四千円
	一万八千五百円	五千円
	一万二千元	五千五百円
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千五百円	七千五百円
第一項第二号ロ	四千七百円	千二百円
	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	一万五千元	五千五百円
	一万五千五百円	六千五百円
	二万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五千円	一万五千円
	六千三百円	千六百円
第一項第三号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	二千円
	一万五千円	四千元

第一項第三号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二百万	三千円
	一万六百万	五千五百万
第一項第三号イ(1)	一万二千万	三千円
	一万四千五百万	四千万
	一万七千五百万	四千五百万
	一万円	五千万
	一万二千五百万	六千万
	一万五千五百万	六千五百万
	一万九千万	七千五百万
第一項第三号イ(2)	一万六千五百万	七千万
	三万二千万	八千万
	三万八千万	九千五百万
	四万四千万	一千万
	五万五百万	一万三千万
	五万七千万	一万四千五百万
	六万四千万	一万六千万
第一項第三号ロ	三万三千万	八千五百万
	四万千万	一万五百万
	四万九千万	一万二千五百万
	五万七千万	一万四千五百万
	六万五千五百万	一万六千五百万
	七万四千万	一万八千五百万
	八万三千万	二千万
第一項第四号	四千五百万	千五百万
	六千万	千五百万
第一項第五号イ	一万七千六百万	四千五百万
	一万三千六百万	六千万
第一項第五号ニ	一万円	五千万
	一万四千四百万	六千五百万
	一万八千八百万	七千五百万
	三万四千八百万	九千万
	四万円	一万円
	四万五千六百万	一万五千五百万



	五万二千四百円	一万三千五百円
	六万四五百円	一万五千五百円
	六万九千六百円	一万七千五百円
	八万八千円	二万二千元
第一項第五号ホ(1)	九千円	二千五百円
	一万八千五百円	五千円
第一項第五号ホ(2)	一万千五百円	三千円
	一万五千五百円	六千五百円
第二項第一号	三千七五百円	千円
	四千七五百円	千二百円
	六千三百円	千六五百円
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六五百円
	八千円	二千円
第三項	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	四千元
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千元
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円

附則第十三条第六項を同条第三項とし、同条第七項中「第四百四十四条の五第一項」を「第四百四十四条の五第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百円	八千元

	一万七千九百円	九千円
	一万五百円	一万五百円
	一万三千六百円	一万二千円
	一万七千二百円	一万四千円
	四万七千円	一万五千円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則第十三条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「第三項から前項まで」を「第三項又は前項」に、「附則第十三条第三項から第七項まで」を「附則第十三条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十四条第一項中「前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等」を「前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条において「自家用乗用車等」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の石川県税条例（次項において「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。





報告第5号

令和4年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

令和4年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の収入財源			内訳	
						未 収 国 支 出 金	特 定 財 源		財 源 其 他	一 般 財 源
							地方債	地方債		
2 総務費			597,573,000	597,573,000		145,000,000				452,573,000
	1 総務管理費		597,573,000	597,573,000		145,000,000				452,573,000
3 企画振興費		石川県公立大学法人 整備費	24,000,000	24,000,000						24,000,000
		石川県広域データ 連携基盤整備事業費	290,000,000	290,000,000		145,000,000				145,000,000
		行政デジタル化 推進費	186,273,000	186,273,000						186,273,000
		行政情報通 信整備費	97,300,000	97,300,000						97,300,000
			2,942,814,000	2,612,810,887		13,000,000	2,216,000,000	56,901,607		326,909,280

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入				財 源
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 債		
4 県民文化スポーツ費	1 企画振興費		2,942,814,000	2,612,810,887		13,000,000	2,216,000,000	56,901,607	326,909,280	
		西部緑地公園再整備 基本構想策定費	52,184,000	52,184,000						39,184,000
		北陸新幹線建設費	2,849,630,000	2,519,626,887		2,216,000,000		56,901,607	246,725,280	
		鉄道軌道安全輸送 設備等整備事業費	41,000,000	41,000,000					41,000,000	
			1,350,208,000	1,348,138,000		209,000,000		20,000,000	1,119,138,000	
5 健康福祉費	1 高齢者福祉費		1,350,208,000	1,348,138,000			209,000,000	20,000,000	1,119,138,000	
		明治・大正レトロ 文化発信拠点整備費	5,322,000	3,252,000			2,000,000		1,252,000	
		音楽堂整備費	400,000,000	400,000,000					400,000,000	
		歴史博物館整備費	7,412,000	7,412,000					7,412,000	
		スポーツ施設整備費	937,474,000	937,474,000		207,000,000		20,000,000	710,474,000	
		6,514,187,000	5,949,302,500	4,835,738,000	106,563,500	485,000,000	401,156,000	120,845,000		
		581,451,000	547,703,000	355,218,000	29,823,000		149,152,000	13,510,000		
		391,551,000	391,551,000	355,218,000	24,223,000			12,110,000		
		7,000,000	7,000,000		5,600,000			1,400,000		

2 子育て福祉	省緊急支援事業費	182,900,000	149,152,000				149,152,000	
	省緊急支援事業費	511,964,000	500,179,000			375,000,000	14,420,000	83,901,000
	保育環境整備事業費	6,064,000	6,060,000					6,060,000
	認定こども園費	28,914,000	28,914,000			21,677,000		7,237,000
	送迎バス安全装置費	5,950,000	5,181,000			5,181,000		
	省緊急支援事業費	25,404,000	14,420,000				14,420,000	
	児童生活指導費	67,151,000	67,151,000			60,000,000		7,151,000
	青少年総合研修費	147,773,000	147,773,000			132,000,000		15,773,000
	児童相談所整備費	29,253,000	29,225,000			27,000,000		2,225,000
	保育専門学費	25,682,000	25,682,000					25,682,000
	子ども交流費	175,773,000	175,773,000			156,000,000		19,773,000
	3 障害福祉費	733,152,000	253,746,500			49,882,500		70,430,000
障害者支援施設等整備費	499,568,000	30,750,000			20,500,000			10,250,000
省緊急支援事業費	80,000,000	70,430,000					70,430,000	
精育園整備費	123,184,000	123,184,000			110,000,000			13,184,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 財源	未 収 入 金	定 財 源			其 他
								地方債	その他		
		送迎バス安全装置費 導入事業	30,400,000	29,382,500		29,382,500					
	4 地域福祉費	省工 緊急 支援 事業 投資費	9,100,000	9,100,000					9,100,000		
	5 健康推進費	健康推進諸費	322,030,000	322,030,000	322,030,000						
	6 生活衛生費	省工 緊急 支援 事業 投資費	9,000,000	6,273,000					6,273,000		
	7 医薬看護費	医薬看護諸費	4,347,490,000	4,310,271,000	4,158,490,000				151,781,000		
		省工 緊急 支援 事業 投資費	189,000,000	151,781,000					151,781,000		
6 生活環境費			2,522,480,000	2,522,480,000	23,900,000	422,890,000	1,345,000,000			730,690,000	
	1 生活環境費	生活基盤施設 耐震化等事業費	401,800,000	401,800,000		401,800,000					
		電気自動車等 普及促進事業費	19,680,000	19,680,000						19,680,000	



	物価高騰対策事業費	480,000,000	480,000,000						480,000,000
	強化事業費	95,900,000	95,900,000	23,900,000	23,000,000				49,000,000
	県庁における温室効果ガス排出量削減加速化事業費	1,452,000,000	1,452,000,000		1,301,000,000				151,000,000
	白山魅力向上発信事業費	24,000,000	24,000,000		12,000,000				
	国定公園等環境整備事業費	20,200,000	20,200,000		9,090,000				2,110,000
	白山自然保護センター整備費	28,900,000	28,900,000						28,900,000
7 商工労働費		2,424,724,000	2,388,077,497		320,000,000	236,000,000	530,731,000	1,301,346,497	
	1 商工費	2,424,724,000	2,388,077,497						
	コロナからの再生・成長支援プログラム事業費	275,800,000	270,800,000						270,800,000
	新型コロナウイルス感染症・原油価格等高騰対策事業費	30,731,000	30,731,000				30,731,000		
	商工業振興対策費	120,000,000	120,000,000		120,000,000				
	物価高騰対策事業費	950,000,000	950,000,000				500,000,000	450,000,000	
	首都圏アパレル・ファッション機能強化事業費	390,000,000	358,405,497						358,405,497
	D X 推進事業費	445,000,000	445,000,000		200,000,000	200,000,000		45,000,000	
	工業試験場整備費	172,636,000	172,636,000						172,636,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						未 収 入	収入		定 額		財 源
							国 支 出 金	地 方 債			
8 観光費		九谷焼技術研究所 整備費	40,557,000	40,505,000			36,000,000			4,505,000	
	1 観光戦略 推進費		6,972,524,000	6,965,251,000			40,000,000			52,405,000	
		森林公園魅力アップ 整備費	52,678,000	45,405,000			40,000,000			5,405,000	
9 農水産業費		関西圏情報発信拠点 整備費	47,000,000	47,000,000						47,000,000	
		全国旅行支援事業費	6,872,846,000	6,872,846,000			6,872,846,000				
			12,078,861,000	11,660,322,987	117,880,601	6,735,183,820	2,379,000,000	1,292,957,710	1,135,300,856		
1 農業費			346,021,000	319,757,455			70,123,000			249,634,455	
		担い手農業機械導入 支援事業費	70,123,000	70,123,000							
		肥料価格高騰対策 緊急支援事業費	275,898,000	249,634,455					249,634,455		
2 畜産業費			178,255,000	173,988,560					149,469,560	24,519,000	
		馬事公苑整備費	24,519,000	24,519,000						24,519,000	
3 農地費		配合飼料価格高騰 対策緊急支援事業費	153,736,000	149,469,560					149,469,560		
			6,875,868,000	6,862,234,355	21,125,630	3,936,834,520	1,498,000,000	845,051,695	561,222,510		

県営ほ場整備事業費	3,282,850,000	3,281,621,240	965,750	1,857,656,750	694,000,000	456,088,100	272,910,640
県営土地改良総合整備事業費	51,084,000	51,082,400		28,094,150	11,000,000	10,216,400	1,771,850
水利施設等保全高度化事業費	77,572,000	77,569,700		38,784,500	20,000,000	17,453,025	1,332,175
広域営農団地農道整備事業費	443,687,000	443,686,800		213,043,000	150,000,000	63,912,900	16,730,900
県営一般農道整備事業費	11,537,000	11,535,700		5,767,500	2,000,000	2,883,750	884,450
団体営一般農道整備事業費	13,300,000	13,300,000		13,300,000			
農村総合整備事業費	178,044,000	178,042,240		141,775,200	33,000,000		3,267,040
県営かんがい排水事業費	88,720,000	88,718,600		44,358,500	21,000,000	22,179,250	1,180,850
基幹水利施設予防保全対策事業費	35,364,000	35,361,700		27,593,500		3,284,050	4,484,150
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	592,454,000	592,449,200	15,000,000	296,938,200		83,084,600	197,426,400
担い手育成畑地帯総合整備事業費	44,511,000	44,510,400		24,480,500	10,000,000	8,902,000	1,127,900
国営造成揚水施設等管理事業費	30,429,000	30,427,000		17,063,320		2,224,200	11,139,480
国営造成施設管理体制整備促進事業費	7,920,000	7,920,000		3,960,000		1,980,000	1,980,000
県単土地改良事業費	2,226,000	2,225,800					2,225,800
地籍調査費	43,725,000	43,725,000		29,150,000			14,575,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 財源	未 収 入	定 財 源			その他
								国 支 出 金	地 方 債		
		老朽たため池費	950,023,000	950,018,300		522,507,150	315,000,000	104,501,430	8,009,720		
		用水排水施設費	148,672,000	148,669,675		78,021,550	43,000,000	27,533,440	114,685		
		土地改良施設豪雨対策費	2,989,000	2,986,500		1,642,300		388,180	956,020		
		農業用河川工作物応急対策事業費	84,666,000	84,663,700		44,704,550	27,000,000	8,128,100	4,831,050		
		地すべり対策事業費	61,699,000	61,697,900		30,848,500	28,000,000		2,849,400		
		農業用施設石綿対策特別事業費	18,406,000	18,404,100		10,122,200	6,000,000	1,840,400	441,500		
		海岸保全施設整備事業費	24,223,000	24,222,400		12,111,000	11,000,000		1,111,400		
		県営震災対策農業施設整備事業費	342,151,000	329,781,200	5,159,880	177,621,950	105,000,000	30,451,870	11,547,500		
		団体営震災対策農業施設整備事業費	81,700,000	81,700,000		81,700,000					
		団体営農村地域防災減災総合整備事業費	25,650,000	25,650,000		25,650,000					
		農村地域防災減災調査設計事業費	209,941,000	209,940,200		209,940,200					
		県単農地防災事業費	22,325,000	22,324,600			22,000,000		324,600		
	4 林業費		4,092,324,000	3,787,103,617	86,308,971	2,464,611,300	664,000,000	48,802,000	523,381,346		
		造林事業費	657,250,000	577,853,946		361,108,900			216,745,046		

	いしかわ森林環境基金事業費	218,450,000	112,161,371	86,308,971	25,852,400			
	森林整備・林業活性化事業費	575,264,000	574,673,000		574,673,000			
	県営林道開設事業費	329,222,000	329,222,000		162,666,000	42,000,000	48,802,000	75,754,000
	林道保全事業費	4,853,000	4,853,000		4,044,000			809,000
	県有林道保全事業費	2,140,000	2,140,000		1,070,000			1,070,000
	林道改良事業費	42,792,000	42,731,000		35,609,000			7,122,000
	県有林道改良事業費	197,000,000	197,000,000		87,900,000	109,000,000		100,000
	林道災害関連事業費	320,000,000	320,000,000		303,680,000			16,320,000
	ふるさと林道整備事業費	57,650,000	53,598,800			48,000,000		5,598,800
	山地治山事業費	601,174,000	601,174,000		296,910,000	143,000,000		161,264,000
	防災林整備事業費	197,440,000	190,506,000		93,955,000	86,000,000		10,551,000
	水源地域整備事業費	21,522,000	21,522,000		10,761,000	9,000,000		1,761,000
	災害関連緊急治山事業費	843,872,000	742,173,500		506,382,000	211,000,000		24,791,500
	県単治山施設整備事業費	23,695,000	17,495,000			16,000,000		1,495,000
5 水産業費		586,393,000	517,239,000	10,446,000	263,615,000	217,000,000		26,178,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源	
						収入 特定財源	未収入 特定財源			その他
							国 支 出 金	地 方 債		
		大型魚礁設置事業費	5,874,000	5,874,000		2,937,000	2,000,000		937,000	
		人工造成漁場	118,974,000	118,974,000		59,487,000	53,000,000		6,487,000	
		広域型増殖場	67,380,000	67,380,000	3,369,000	33,690,000	26,000,000		4,321,000	
		漁港修築費	155,706,000	133,106,000		66,553,000	63,000,000		3,553,000	
		漁港改修費	13,300,000	8,874,000	571,000	4,965,000	2,000,000		1,338,000	
		漁港局部改良費	87,704,000	65,564,000	6,506,000	32,532,000	23,000,000		3,526,000	
		漁港機能保全費	90,884,000	81,163,000		41,791,000	34,000,000		5,372,000	
		漁港施設整備費	33,500,000	29,288,000		14,644,000	14,000,000		644,000	
		市町漁港整備費	13,071,000	7,016,000		7,016,000				
10 土木費			44,806,251,000	34,268,319,485	160,507,610	11,107,435,964	9,432,000,000	3,170,326,287	10,398,049,624	
	2 道橋りょう費		21,434,193,000	16,668,391,159	101,590,872	4,469,420,049	3,093,000,000	2,626,235,916	6,378,144,322	
		国道改築費	1,400,000,000	921,000,000		218,190,512	84,000,000		618,809,488	
		地方道改築費	8,600,000,000	6,914,099,780		1,833,237,238	1,300,000,000		3,780,862,542	
		国直轄道路事業費 負担金	940,665,000							

橋りょう補修費	198,276,000	143,751,445		74,463,294			69,288,151
道路災害防除費	1,090,961,000	876,542,433		465,274,591		180,000,000	231,267,842
交通安全施設費	295,489,000	193,665,215		104,620,766		28,000,000	61,044,449
雪寒地域道路事業費	143,854,000	76,936,200		42,159,840		17,000,000	17,776,360
舗装補修費	338,335,000	229,859,600		114,929,800		105,000,000	9,929,800
道路施設長寿命化対策事業費	3,289,132,000	3,123,120,296		1,616,544,008		738,000,000	768,576,288
いしかわ広域交流幹線道路整備事業費	400,000,000	345,000,000	31,790,387			132,000,000	179,299,613
観光石川周遊回廊整備事業費	270,000,000	196,000,000	18,120,370			50,000,000	126,879,630
安全・安心道路整備事業費	100,000,000	47,000,000	4,504,615				42,495,385
県単道路改良費	420,000,000	336,385,832	41,499,322			6,039,000	288,847,510
県水送水管耐震化事業費	3,100,000,000	2,617,000,000				2,617,000,000	
県単道路特別整備費	82,375,000	59,630,941	5,676,178			15,000,000	38,667,847
道路環境改善整備事業費	471,584,000	398,890,699				356,000,000	42,890,699
県単交通安全施設費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
災害に強い道路整備事業費	156,284,000	102,975,418				88,000,000	14,975,418

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源
						未収入		特定財源		
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
		雪水対策事業費	2,700,000	266,000						266,000
		サイクリングルート 魅力発信事業費	125,538,000	77,267,300						77,267,300
	3 河川海岸費		16,823,201,000	13,489,984,948	17,896,650	5,259,811,892	5,819,000,000	156,756,001	2,236,520,405	
		広域河川改修費	7,701,050,000	7,144,278,477		3,567,799,243	2,537,000,000			1,039,479,234
		河川堆積土砂対策費	582,000,000	526,645,167		225,830,550	299,000,000			1,814,617
		河川環境整備費	154,000,000	95,388,680		47,694,340				47,694,340
		情報基盤緊急整備 事業費	94,900,000	71,063,934		35,531,787				35,532,147
		都市基盤河川改修費	62,000,000	21,359,000						21,359,000
		県単河川改良費	20,950,000	15,817,000			15,000,000			817,000
		国直轄河川事業費 負担金	800,000,000							
		河川改良受託事業費	66,400,000	66,400,000				66,400,000		
		河川等災害復旧 助成事業費	639,000,000	387,300,000		193,650,000	174,000,000			19,650,000
		河川等災害 関連事業費	128,000,000	125,773,500		62,886,750	56,000,000			6,886,750
		河川災害復旧等 関連緊急事業費	110,000,000	103,300,000		51,650,000	51,000,000			650,000



堰堤改良費	266,200,000	234,422,234		78,920,474	93,000,000	38,027,168	24,474,592
県単河川防災費	203,175,000	186,868,000			177,000,000		9,868,000
緊急県単河川防災費	1,042,000,000	655,269,068			654,000,000		1,269,068
緊急流木除去費	20,000,000	8,287,400				3,464,133	4,823,267
通常砂防事業費	2,011,521,000	1,681,981,300		418,420,825	779,000,000		484,560,475
地すべり対策事業費	772,634,000	675,694,700		168,465,925	327,000,000		180,228,775
急傾斜地崩壊対策事業費	974,966,000	861,666,500	17,896,650	197,584,704	383,000,000	48,864,700	214,320,446
雪崩対策事業費	20,190,000	20,179,000		10,000,000	9,000,000		1,179,000
土砂災害対策事業費	7,066,000	2,835,000		1,403,000			1,432,000
手取川水系砂防事業費負担金	216,333,000						
県単砂防地すべり対策事業費	47,991,000	41,347,000			40,000,000		1,347,000
県単急傾斜地崩壊対策事業費	1,805,000	1,805,000			1,000,000		805,000
県単土石流対策事業費	3,355,000						
緊急土砂災害対策費	216,549,000	155,405,400			155,000,000		405,400
海岸侵食対策費	431,000,000	390,448,588		194,974,294	69,000,000		126,474,294



	土地区画整理事業費	541,600,000	421,423,784		217,195,584		101,549,101	102,679,099
	街路事業費	1,917,000,000	1,289,560,752	27,888,417	348,232,979	38,000,000	128,248,818	747,190,538
	県単街路事業費	31,000,000	12,119,416			2,000,000	2,792,354	7,327,062
	農業集落排水事業費	106,780,000	36,918,000		36,918,000			
	農業集落排水施設災害復旧事業費	10,383,000	10,383,000		10,383,000			
	能登歴史公園整備費	65,000,000	31,191,392		15,595,696	7,000,000		8,595,696
	白山らくてーまパーク整備費	10,000,000	3,851,000		1,925,500			1,925,500
	金沢城公園整備費	404,800,000	239,496,576		105,296,950	21,000,000		113,199,626
	公園施設安全安心対策費	289,200,000	192,936,484		96,468,242	22,000,000		74,468,242
	木場潟公園整備費	390,000,000	389,231,222		145,223,932	78,000,000		166,007,290
	県単公園事業費	245,000,000	189,880,640			20,000,000		169,880,640
	公園施設災害復旧費	45,000,000	31,777,557			26,000,000		5,777,557
	6 建築住宅費	342,438,000	341,438,000		122,271,000	130,000,000		89,167,000
	県営住宅建設費	342,438,000	341,438,000		122,271,000	130,000,000		89,167,000
11 警察費		313,136,000	313,136,000					313,136,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入				財 源
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		
12 教育費	1 警察管理費		313,136,000	313,136,000					313,136,000	
		交番等建設費	208,864,000	208,864,000					208,864,000	
		運転免許センター整備費	104,272,000	104,272,000					104,272,000	
1 教育総務費	送迎バス安全装置導入事業費		449,585,000	446,568,690		143,945,000	145,000,000		157,623,690	
			10,000,000	8,245,000		8,245,000				
			10,000,000	8,245,000		8,245,000				
2 小中学校費	学校教育活動継続支援事業費		1,350,000	1,350,000		675,000			675,000	
			1,350,000	1,350,000		675,000			675,000	
			1,350,000	1,350,000		675,000			675,000	
3 高等学校費	学校教育活動継続支援事業費		118,192,000	117,457,000		45,225,000	24,000,000		48,232,000	
			90,450,000	90,450,000		45,225,000			45,225,000	
			27,742,000	27,007,000			24,000,000		3,007,000	
4 特別支援学校	新型コロナウイルス感染症対策衛生環境整備費		65,576,000	65,051,000		29,775,000			35,276,000	
			10,500,000	9,975,000		9,975,000				
			39,600,000	39,600,000		19,800,000			19,800,000	

	いしかわ特別支援 学校高等部 新校舎整備費	15,476,000	15,476,000						15,476,000
5	社会教育費	241,707,000	241,705,690			47,265,000	121,000,000		73,440,690
	青少年 施設整備費	79,336,000	79,336,000				71,000,000		8,336,000
	金沢城三十間長 保存修理工屋費	72,717,000	72,715,690			47,265,000			25,450,690
	有形文化財 保存事業費	24,317,000	24,317,000						24,317,000
	史跡名勝天然記念物 保存事業費	3,544,000	3,544,000						3,544,000
	輪島漆芸技術研究所 整備費	61,793,000	61,793,000				50,000,000		11,793,000
6	保健体育費	12,760,000	12,760,000			12,760,000			
	送迎バス安全装置 導入事業費	12,760,000	12,760,000			12,760,000			
13	災害復旧費	4,751,042,000	3,819,201,646			2,802,563,076	1,013,000,000		3,638,570
	農林水産業 施設災害復旧費	1,489,617,000	1,019,017,076			966,366,076	51,000,000		1,651,000
	4年発生復旧 災害復旧費	776,103,000	374,823,076			374,823,076			
	4年発生復旧 災害復旧費	151,688,000	151,688,000			100,744,000	50,000,000		944,000
	4年発生復旧 災害復旧費	35,288,000	35,288,000			33,611,000	1,000,000		677,000
	3年発生復旧 災害復旧費	30,000,000	30,000,000			29,970,000			30,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源
						収入 特定財源	未収入 特定財源		
							国 支出金	地方債	
		4年発生県有林道 災害復旧費	494,983,000	425,663,000		425,663,000			
		4年発生県有林道 災害復旧費	1,555,000	1,555,000		1,555,000			
	2	土木施設 災害復旧費	3,241,815,000	2,789,338,570		1,836,197,000	952,000,000		1,141,570
		4年発生土木施設 災害復旧費	3,232,705,000	2,781,419,470		1,836,197,000	945,000,000		222,470
		県単土木災害復旧費	9,110,000	7,919,100			7,000,000		919,100
	3	県有施設 災害復旧費	19,610,000	10,846,000			10,000,000		846,000
		庁舎等災害復旧費	12,661,000	10,846,000			10,000,000		846,000
		白山白川郷 ワイロ一 木災害復旧費	6,949,000						
	合	計	85,723,385,000	72,891,181,692	5,138,026,211	28,669,427,360	17,500,000	5,472,072,604	16,111,655,517

報告第6号

令和4年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和4年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

令和4年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9 農 水 産 業 費	4 林 業 費		860,135,000	389,267,000	470,868,000		470,868,000		454,912,000	15,956,000	
			860,135,000	389,267,000	470,868,000		470,868,000		454,912,000	15,956,000	
10 土 木 費	3 河川海岸費	災害関連緊急 治山事業費	860,135,000	389,267,000	470,868,000		470,868,000		454,912,000	15,956,000	豪雨により工事の施工に不測の日数を要したため
			142,780,000	21,900,000	120,880,000		120,880,000		119,983,269	896,731	
13 災害復旧費		堰堤改良費	142,780,000	21,900,000	120,880,000		120,880,000		119,983,269	896,731	資材調達に不測の日数を要したため
			74,562,820	56,808,504	17,754,316		17,754,316		17,754,316		

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支 未 済 額			既 収 入 額	未 収 入 額	一般財源	
	1	農林水産業 施設災害費 復旧	74,562,820	56,808,504	17,754,316	74,562,820	17,754,316		17,754,316		
		3年発生団体営 災害復旧費	74,562,820	56,808,504	17,754,316	74,562,820	17,754,316		17,754,316		豪雨により工事の施工 に不測の日数を要した ため
		<b>計</b>	<b>1,077,477,820</b>	<b>467,975,504</b>	<b>609,502,316</b>	<b>1,077,477,820</b>	<b>609,502,316</b>		<b>592,649,585</b>	<b>16,852,731</b>	
		<b>合</b>									



報告第7号

令和4年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

令和4年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 財 源			内 財 源 記 別	一般会計 から繰入
						未 国 支 出 金	入 地 方 債	定 額		
1 港湾整備 事業費			190,000,000	154,000,000		154,000,000				
	2 整備費		190,000,000	154,000,000		154,000,000				
		整備費	190,000,000	154,000,000		154,000,000				
		計	190,000,000	154,000,000		154,000,000				
		合	190,000,000	154,000,000		154,000,000				

報告第8号

令和4年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

令和4年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年 繰越額 円	左の財源の内訳			損留 円	記 定 資 金 円	不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たる繰越額 円	説 明
						国 支 出 金 円	企 業 債 円	そ の 他 円					
1	建設 改良費		1,494,292,000	852,720,637	638,208,824	411,647,760	114,000,000	112,561,064			3,362,539		
		流域 建設 事業費		936,275,000	294,703,825	638,208,824	411,647,760	114,000,000	112,561,064			3,362,351	
			933,775,000	292,575,325	638,208,824	411,647,760	114,000,000	112,561,064			2,990,851		現 係 る に 不 測 地 地 の 日 救 を 要 し た た め

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左			内		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たな即資産の 購入限度額 円	説 明
						国 支 出 金 円	企 業 債 円	そ の 他 円	損 益 留 保 金 円	定 資 金 円			
1 流域下 水道事 業費用			3,510,487,000	3,419,525,052	37,730,000				37,730,000		53,231,948		
	1 営 費		3,350,437,000	3,269,383,065	37,730,000				37,730,000		43,323,935		
1 資本的 支出		管渠 ポンプ 場及び 処理場 費	1,384,373,000	1,314,360,363	37,730,000				37,730,000		32,282,637		新型コロナウイルスの影響により、機器の納期が想定以上に遅延したため
			441,428,332	360,167,332	81,261,000	54,174,000	13,543,500						
	1 建 設 改良費		441,428,332	360,167,332	81,261,000	54,174,000	13,543,500						
		流域下 水道 建設 事業費	441,428,332	360,167,332	81,261,000	54,174,000	13,543,500						新型コロナウイルスの影響により、機器の納期が想定以上に遅延したため

報告第9号

令和4年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

石川県知事 馳 浩

令和4年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな即資産の 購入限度額 円	説 明
						企業債	損留保 定 勘定 資金 円			
1	建設 改良費	送水施設建設 改良事業費	7,331,905,000	4,714,175,463	2,617,000,000	2,617,000,000		729,537		
			4,232,725,000	1,614,996,027	2,617,000,000	2,617,000,000		728,973		
			4,040,000,000	1,423,000,000	2,617,000,000	2,617,000,000				関係機関との調整に不測の日数を要したため